

元高医薬第 1310 号
令和 2 年 3 月 2 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

日頃は、本県の薬務行政にご協力賜り感謝申し上げます。

さて、このことについて、令和元年 12 月 18 日付け薬生発 1218 第 1 号により厚生労働省
医薬・生活衛生局長より別添写しのとおり通知が発出され、「麻薬、麻薬原料植物、向精
神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」において指定される向精神薬に、新たに 1 物
質が第三種向精神薬として指定されましたのでお知らせします。

つきましては、今後、向精神薬に指定された物質が濫用されることなく適正に使用され
るよう、また、麻薬及び向精神薬取締法に基づく記録、保管、届出等を実施するよう貴会
会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、当課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/yakuji-mayaku-kaisei.html>）にも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよ
ろしく願います。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

薬事指導 貞岡、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137